

「鳥取県地域防災計画（修正案）」に係るパブリックコメントの実施結果について

平成25年2月26日
危機管理政策課
危機対策・情報課

鳥取県地域防災計画・修正案についてパブリックコメントを実施した結果、以下のとおりご意見をいただきました。

今後、地域防災計画への反映等について検討していきたいと考えています。

なお、いただいたご意見はすべて原子力災害対策編に関するものでした。

1 意見募集期間 平成25年1月11日（金）から2月7日（木）まで

2 意見募集者数 9名（意見総数：延べ24件）

3 応募のあった計画に対する意見の内容とそれに対する考え方

項目	意見の内容	左に対する県の考え方
緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）	30km圏内のみを想定せず、放射性プルームを想定した計画とするべき。	<p>いただいたご意見のとおり、原子力発電所から放射性物質が放出された場合の影響については、その時の放出状況、気象条件並びに地形等により周辺環境への影響が異なることが想定されていることから、実際の避難等の防護措置については、この計画等をベースに置いたうえでその時の状況に基づき設定することになります。</p> <p>なお、現在、原子力規制委員会においてUPZ外におけるプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）の具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方に関して検討がなされています。</p> <p>いずれにいたしましても、今後の原子力規制委員会の検討結果を踏まえて、必要な検討を行います。</p>
住民の避難	SPEEDIのデータに基づいて住民を避難させるシステムを計画に盛り込むべき。	<p>SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）は、放出源情報を基に周辺で測定した放射性物質の大気中濃度、被ばく線量などと地勢や気象データを分析して、迅速に被ばく線量の影響予測を計算するシステムです。</p> <p>しかしながら、放射性物質の放出量等が不明である場合は、どの時期の計算を前提に判断すべきか不明であるなどシミュレーションの限界があります。そのため、国の原子力災害対策指針において、避難等を含めた防護措置の実施については、SPEEDIの情報は参考情報として位置付けられ、緊急時モニタリングの測定結果等の計測できる指標に基づき、防護措置（避難等）の実施を判断することが示されたところです。</p> <p>いずれにいたしましても、今後の原子力規制委員会の検討結果を踏まえて、必要な検討を行います。</p>

<p>避難に関する放射線線量の基準が高すぎる。妊婦、乳幼児、子どもなど影響を大きく受けると言われている人達は、即座に避難させるようにするべき。</p>	<p>今回、新たに国の原子力災害対策指針において、防護措置実施を判断する基準（防護基準）が示されました。</p> <p>示された基準（500μSv/hなど）は、福島第一原子力発電所事故の際に実施された防護措置の状況や教訓を踏まえて、実効的な防護措置を実施する判断基準として設定された値であり、本県としてもこの基準に基づき防護措置を行うこととしております。</p> <p>しかしながら、今後、この防護基準は、IAEA等の国際機関による防護措置の体系の検討状況も踏まえ改定が行われる見通しであり、この検討結果を踏まえ、本県としても必要な対応を検討していきます。</p> <p>妊婦、乳幼児、子ども等の災害時要援護者の避難に関しては、いただいたご意見にもあるように、乳幼児は甲状腺被ばくの健康影響が大人より大きいため、今回の指針において優先避難及び安定ヨウ素剤の優先的予防服用が追記されたところです。</p> <p>本計画においても、災害時要援護者については優先避難を行うこととしておりますが、今後、より速やかな避難等の防護措置が可能となるよう検討していきます。</p>
<p>原子力発電所の事故の場合は、「避難」といっても事実上の「移民」が必要であり、これを前提とした対策を行うべき。</p>	<p>緊急時モニタリングの結果、防護措置の実施が必要となった場合には、初期段階の対応として被ばくのリスク低減のため避難等が行われます。</p> <p>その後の被災した地域の長期的な復旧を行う段階においては、放射性物質の影響を受けた地域の環境の除染等の事後対策を行い、避難した住民の復帰等を円滑に行うための対策を講ずることや被災者の生活再建の支援等を行うことが、基本と考えています。</p> <p>なお、復旧段階における長期的な対策は、その時の状況によるところが大きいため、本計画では大綱にとどめています。</p>
<p>全住民参加の避難訓練を実施しなければ意味はなく、計画に盛り込むべき。</p>	<p>いただいたご意見のとおり、事故発生時に速やかに避難が行われるよう訓練等を継続的に実施することは、計画の実効性を確保する上で重要であると認識しております。</p> <p>今後、想定される様々な状況を前提とした各種訓練の実施等について検討し、その結果に基づき計画の見直しを行いたいと考えています。</p>

被ばく医療	安定ヨウ素剤をすぐに服用できる体制をつくるべき。	<p>いただいたご意見のとおり、安定ヨウ素剤を予防服用することにより、放射性ヨウ素による内部被ばくを低減することが可能です。</p> <p>そのため、本計画に安定ヨウ素剤の適時・適切な配布・服用を行うための体制等の確保について記載しているところですが、UPZ内における具体的な手順等については、今後、原子力規制委員会において検討されることとなっており、その結果を踏まえ、必要に応じて計画を修正することとしています。</p>
	福島の事故を踏まえると、災害時要援護者の避難は一医療機関等で対応できないことは明らかであり、病院、介護保険施設等の管理者に避難計画をたてさせることは適切でない。	<p>いただいたご意見のとおり、高齢者、障がい者、病院の入院患者等の自力避難が困難な災害時要援護者の避難等については配慮を行う必要があり、国、自治体、関係機関等が連携して対応することとしております。</p> <p>各医療機関等に策定をお願いしている避難計画は、原子力事故発生時の円滑な避難に向け、医療機関等としての対応をあらかじめ計画していただくものであり、医療機関等に避難等を全面的に委ねるといったものではありませんのでご理解をお願いします。</p> <p>いずれにいたしましても、国、市町村や医療機関等と連携し、円滑な避難等の防護措置が行われるよう取り組んでいきます。</p>
環境放射線モニタリング	R-DAN所持者（民間の放射線警報器所持者）の活用を考えるべき。	<p>国の原子力災害指針において、緊急時環境放射線モニタリングについては、原子力規制委員会の統括のもと、国及び地方公共団体等が実施することとされています。従って、現在のところ、民間の放射線警報器所持者の活用は検討していません。</p> <p>なお、緊急時モニタリングの実施手法等の詳細については、現在、検討がなされている状況であることから、今後の原子力規制委員会の検討結果を踏まえて、必要な検討を行います。</p>
その他、計画に対するご意見	事故発生時だけではなく、常時の放射能の放出、温排水の排出状況等を情報公開するべき。	<p>いただいたご意見のとおり、原子力防災に関してご理解・ご協力をお願いするにあたり、情報公開を行うことは重要であると認識しております。</p> <p>現在、島根原子力発電所に係る平常時の情報等については、中国電力（株）のホームページで公開されるとともに、県も中国電力（株）から情報提供いただき、ホームページで公開しています。</p> <p>なお、本計画にも、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努め、住民等への的確な情報伝達体制を整備することを記載しており、今後も情報公開に努めます。</p>

	原子力災害対策指針に法的拘束力はなく、「遵守する」と計画に記載していることは問題である。国の指針を上回る基準を設定するべき。	原子力災害対策指針は、原子力災害特別措置法に基づき、住民等に対する放射線の影響を最小限に抑えることを目的として、地方公共団体等が実施する原子力災害対策等の基準について定められているものであり、災害対応時における関係機関の混乱を防ぐためにも遵守する必要があります。 いずれにいたしましても県民の安全・安心の確保に向け、更に検討を行っていきます。
要望等	原子力発電所をなくすことが一番の防災である。	いただいたご意見については、留意させていただきます。
	島根原子力発電所だけではなく、福井・四国・九州の原子力発電所も計画の対象にするべき。	この計画は、島根原子力発電所、人形峠環境技術センターの災害を対象としたものであり、いただいたご意見については留意させていただきます。
	電力会社に対して、より安全性を確認するために活断層の調査を求めるべき。	いただいたご意見の中にある活断層の調査については、現在、原子力規制委員会で検討中の原子力の新安全基準において検討がなされている状況です。 県では、これまでも国に対して発電所の安全に影響を及ぼす断層の調査について要望しているところです。
	立地自治体並みの安全協定締結に力を尽くすべき。	いただいたご意見のとおり、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等を図るため、既に中国電力と安全協定を締結しています。 現在、県民のより一層の安全・安心のために立地県・市並みの安全協定締結に向け中国電力に対して改定を申し入れ、協議を行っているところです。
国のシミュレーションを無批判に受け入れず、県でも独自に検討を加えるべき。	シミュレーションについては、そのみに頼ることなく、訓練等を通じ計画の修正等を行っていくことは、計画の実効性を確保するうえで重要と考えております。 今後も訓練等の実施結果を踏まえ、地域防災計画の見直しを行うとともに国に対して必要な被害想定シミュレーションを求めていきたいと考えています。	

4 今後のスケジュール

○3月18日（月）地域防災計画の国への報告